

令和8年度 第1回

大口町下水道事業経営審議会

令和8年6月23日

## 本日の議事

1. 令和7年度決算状況
2. 下水道事業の経営原則

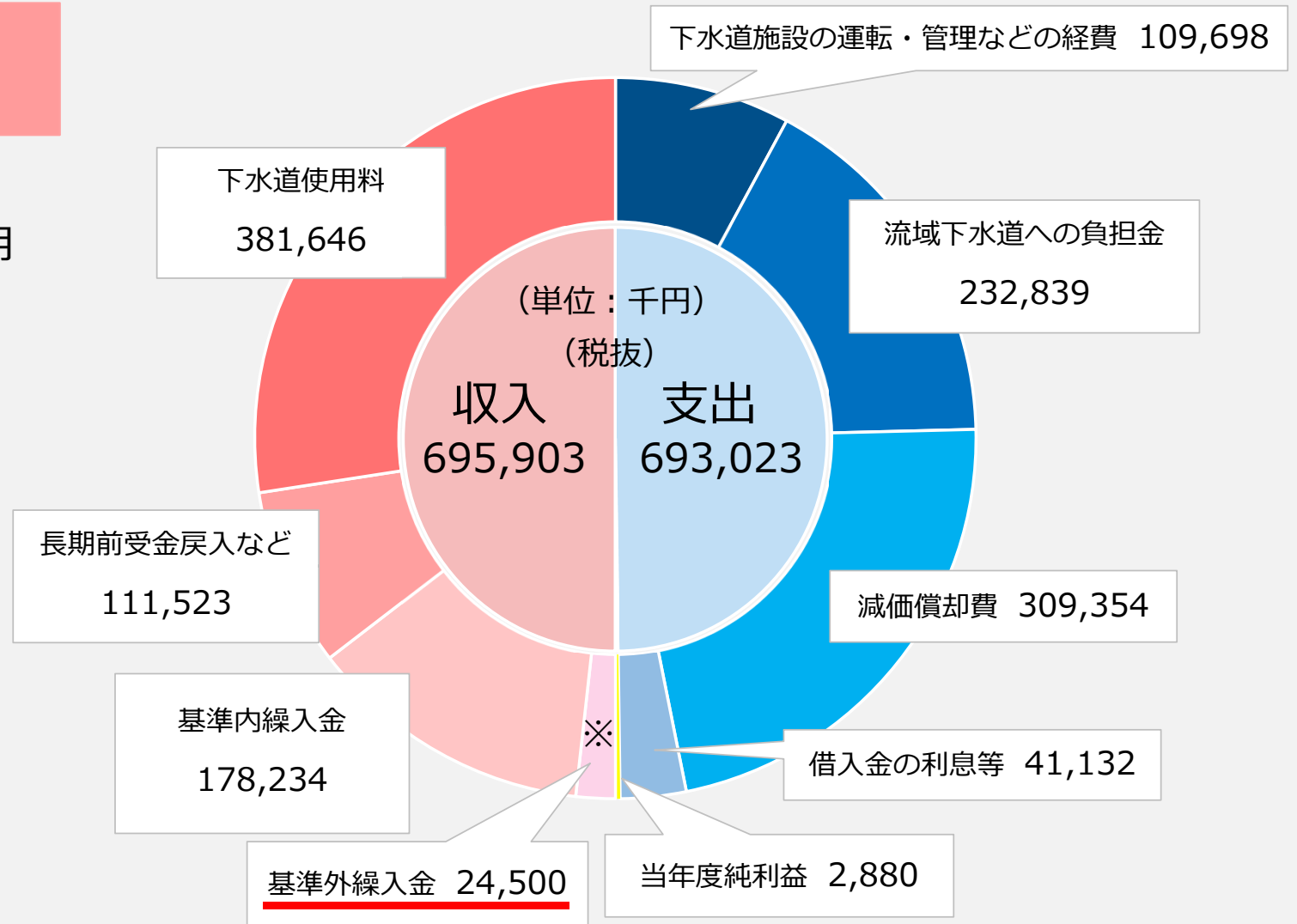
# 1. 令和7年度決算状況

# 令和7年度決算状況

## 収益的収支

下水道事業の経営活動に伴って発生する収益と費用

※基準外繰入金を一般会計からもらわずに、継続的に利益を出すことが下水道事業の課題です



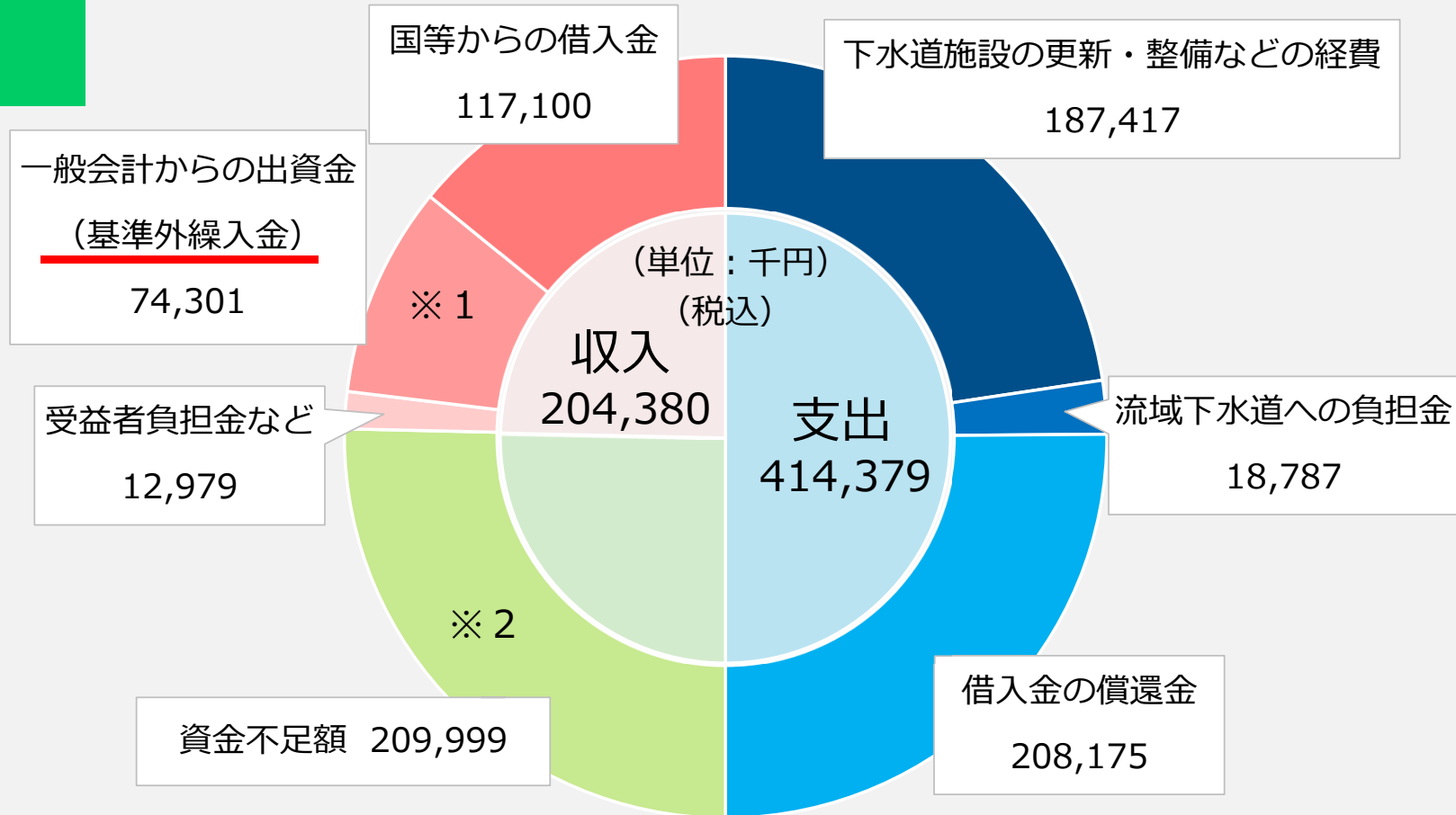
# 令和7年度決算状況

## 資本的収支

管路の工事や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入

※1 基準外繰入金を一般会計からもらわずに、事業を継続することが求められています。

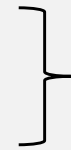
※2 資本的収支の不足額は、減価償却等により事業内部に留保される損益勘定留保資金等を財源として補てんしています



## 令和7年度に実施した主な工事

### ◎面整備

御供所三丁目、秋田一丁目、  
秋田二丁目、奈良子三丁目、  
中小口三丁目地内



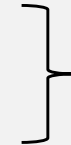
約454m



下水道区域の拡張

### ◎管更生工事

二ツ屋一丁目、二ツ屋二丁目、  
仲沖二丁目、中小口四丁目地内



約850m



不明水の削減  
ライフラインの確保

### ◎排水設備申込み

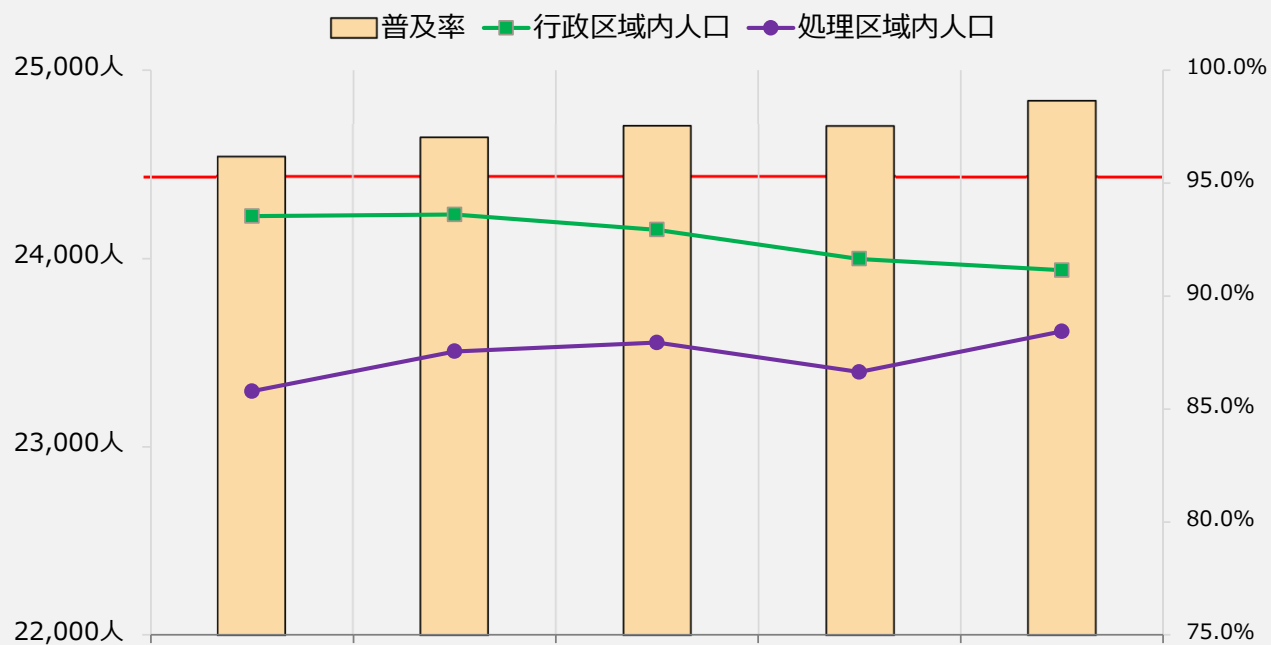
144件

( うち 一般 134件  
営業・工場 10件 )



接続件数の増加  
使用料収入の増加

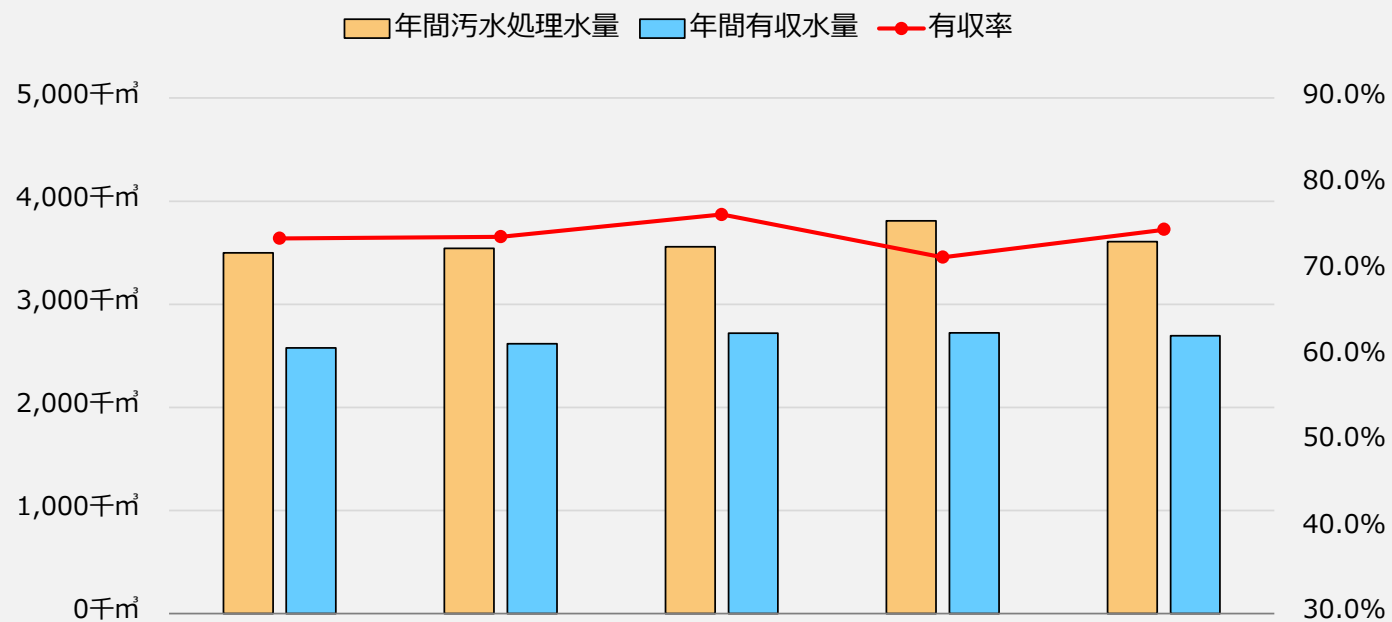
## 行政区域内人口、処理区域内人口と普及率



- ・行政区域内人口は令和3年度から減少に転じている。
- ・普及率は概成している。

概成とは、汚水処理人口普及率が95%以上となること。

## 污水处理水量、有収水量と有収率



・令和7年度は污水处理水量と有収水量の差が縮まり、有収率が向上した。

・管路の老朽化による不明水の増加は今後も懸念されるため、継続的な対策が必要となる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間污水处理水量	3,499,090m <sup>3</sup>	3,544,203m <sup>3</sup>	3,558,823m <sup>3</sup>	3,810,975m <sup>3</sup>	3,607,311m <sup>3</sup>
年間有収水量	2,577,784m <sup>3</sup>	2,617,465m <sup>3</sup>	2,720,077m <sup>3</sup>	2,723,285m <sup>3</sup>	2,694,008m <sup>3</sup>
有収率	73.7%	73.9%	76.4%	71.5%	74.7%

# 有収率

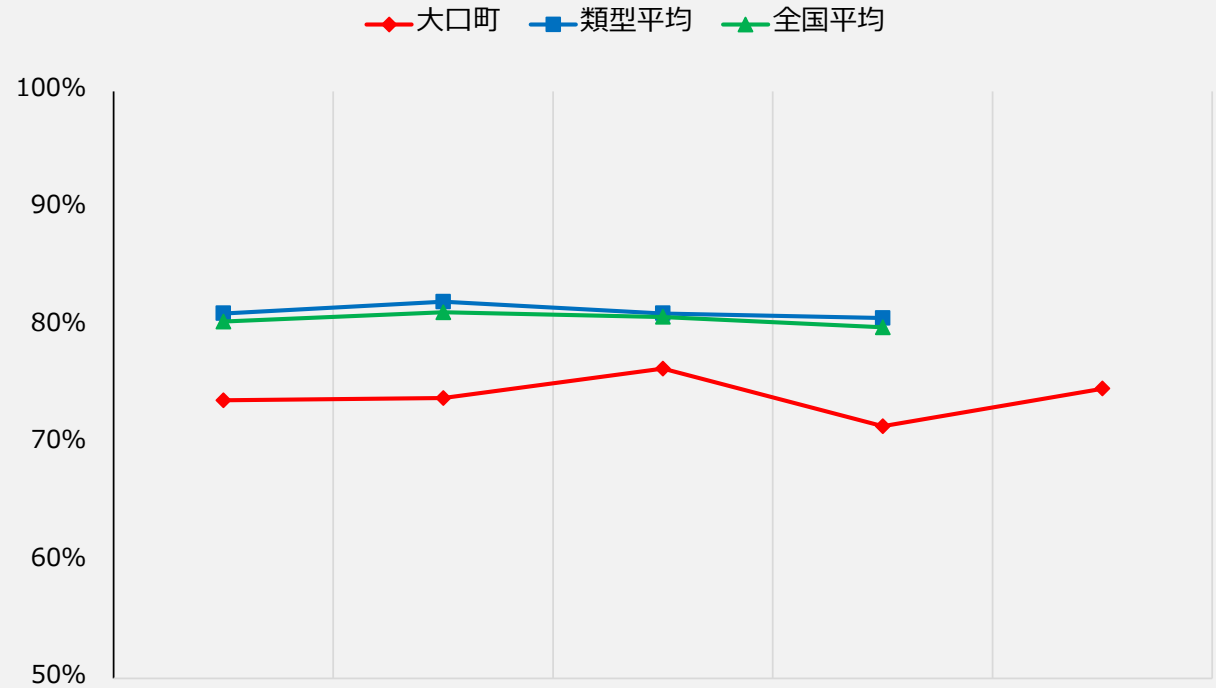
○算定式

$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。  
有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的である。

- ・ 類型平均、全国平均と比べ指標は悪い。大口町の不明水が多いことが原因である。
- ・ 継続して管路の更新工事を実施しており、令和7年度の指標は向上した。

総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のうち「下水道事業比較経営診断表」を参照。令和7年度分は公表前のため、大口町決算値とする。



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大口町	73.7%	73.9%	76.4%	71.5%	74.7%
類型平均	81.1%	82.1%	81.1%	80.7%	
全国平均	80.4%	81.2%	80.8%	79.9%	

## 使用料単価

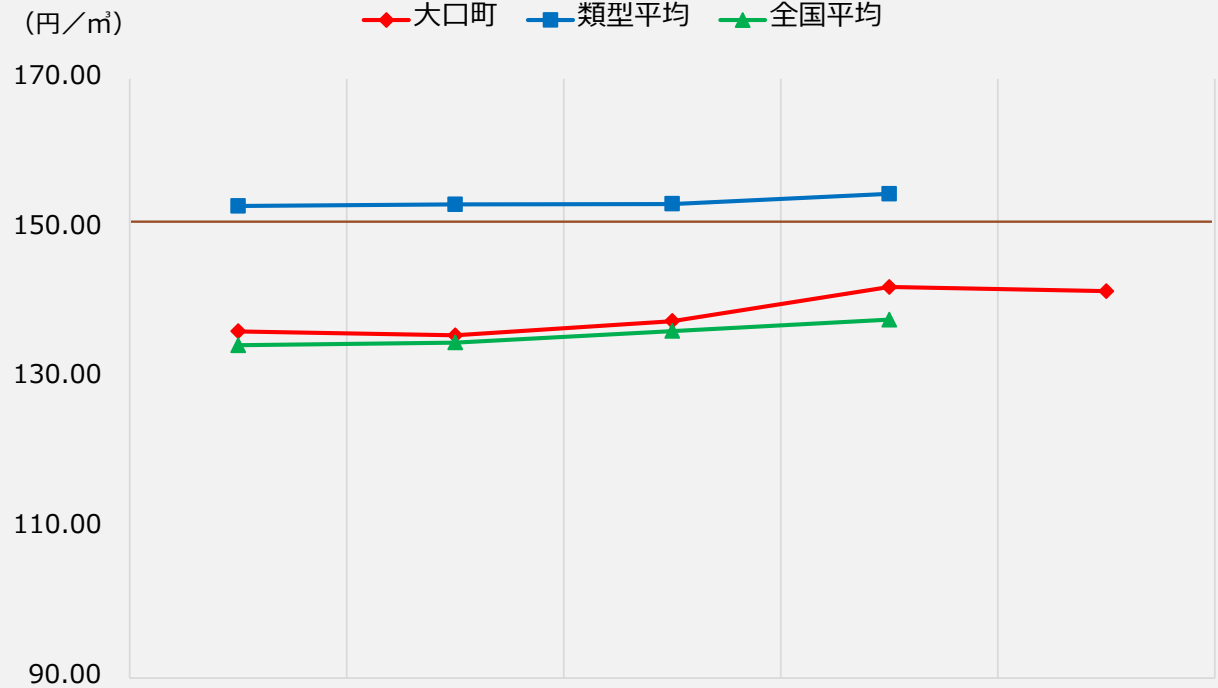
### ○算定式

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。

- ・大口町は令和4年度までは税込単価。
- ・令和5年度の使用料の改定により、令和6年度の使用料単価は向上したが、150円（税抜）には届いていない。

平成26年に総務省から、平均使用料単価150円（20m<sup>3</sup>/月あたり3,000円）を目指すべき指標として示している。



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大口町	136.31	135.77	137.67	142.22	141.66
類型平均	153.02	153.25	153.32	154.67	
全国平均	134.43	134.81	136.36	137.85	

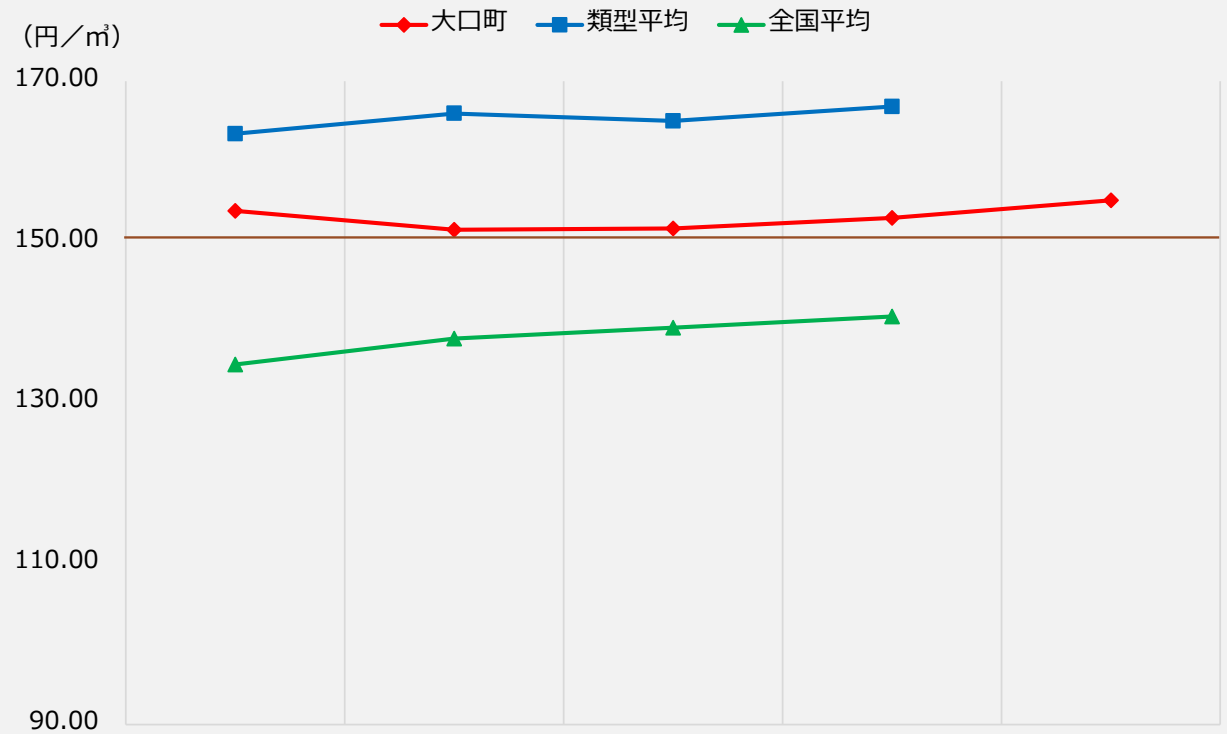
# 污水处理原価

○算定式

$$\text{污水处理原価(円/}\text{m}^3\text{)} = \frac{\text{污水处理費}}{\text{年間有収水量}}$$

有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの污水处理費であり、その水準を示す。

- ・大口町は令和4年度までは税込単価。
- ・令和5年度は公会計に移行し、污水处理原価が高くなっている。
- ・使用料単価と比較されるため、将来的には使用料単価が污水处理減価を上回ることが望ましい。



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大口町	153.88	151.53	151.69	153.01	155.20
類型平均	163.48	165.99	165.06	166.86	
全国平均	134.79	138.00	139.35	140.73	

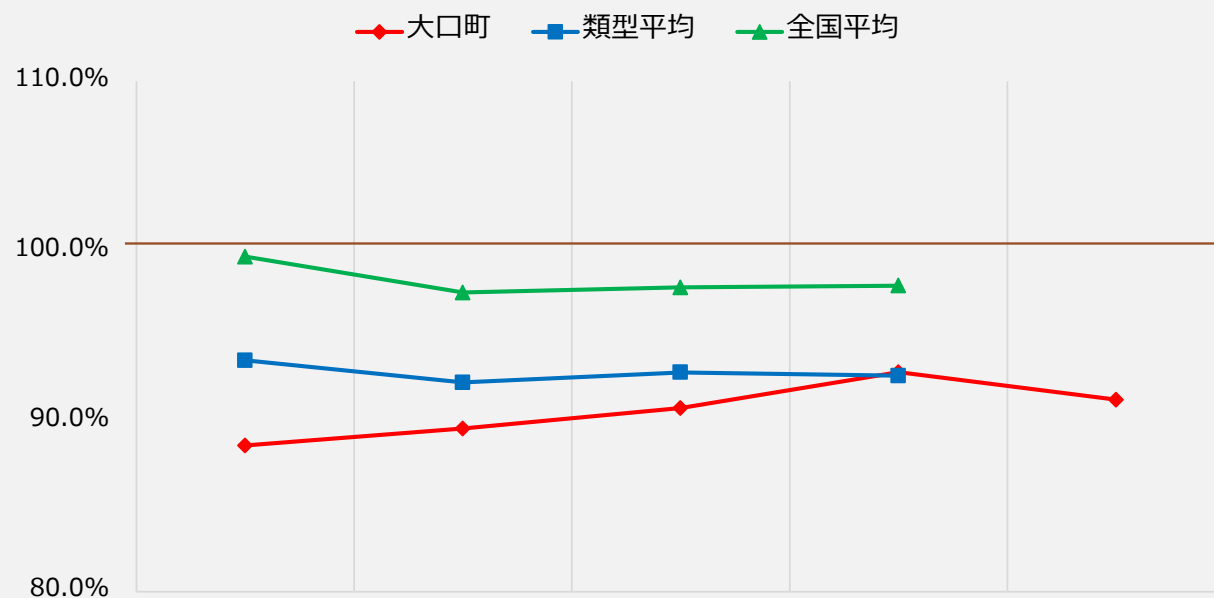
## 経費回収率

○算定式

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標である。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則である。

- ・ 大口町は令和4年度までは税込単価。
- ・ 令和5年度で使用料の改定を実施したが、100%には届かなかった。次回の使用料改定では、100%以上を目指し、改定率を検討する。



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大口町	88.6%	89.6%	90.8%	92.9%	91.3%
類型平均	93.6%	92.3%	92.9%	92.7%	
全国平均	99.7%	97.6%	97.9%	98.0%	

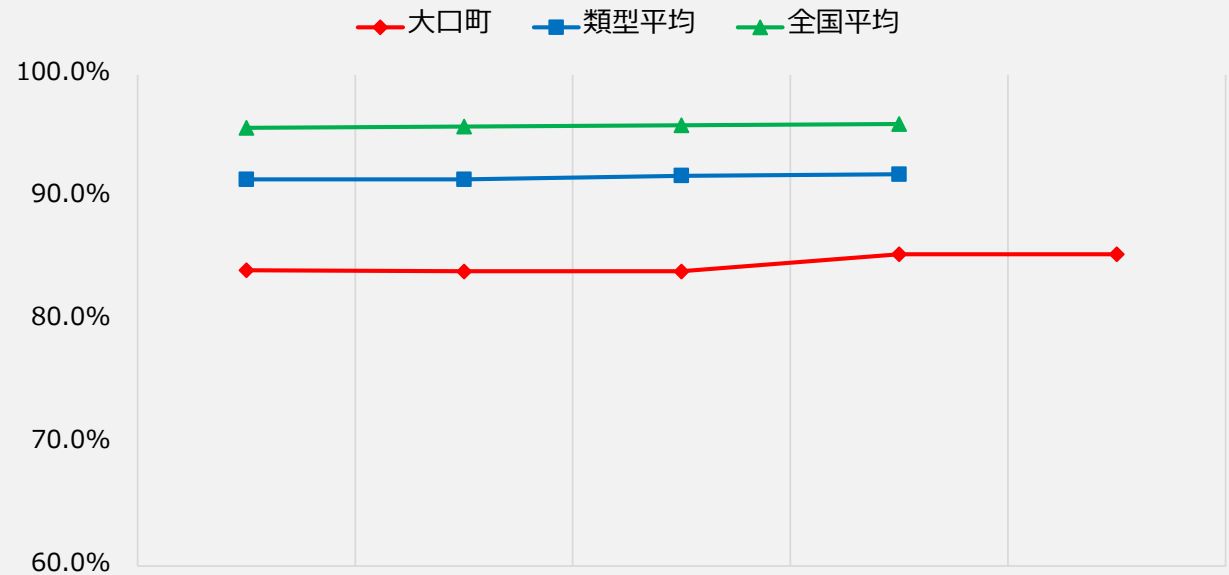
# 水洗化率

## ○算定式

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。公共用水域の水質保全、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。

- ・近年、水洗化率は向上しているものの、類型平均、全国平均を下回っている。100%に近づけていくことが望まれる。
- ・下水道未接続者への接続啓発を行うなど、下水道への接続を促進していく必要がある。

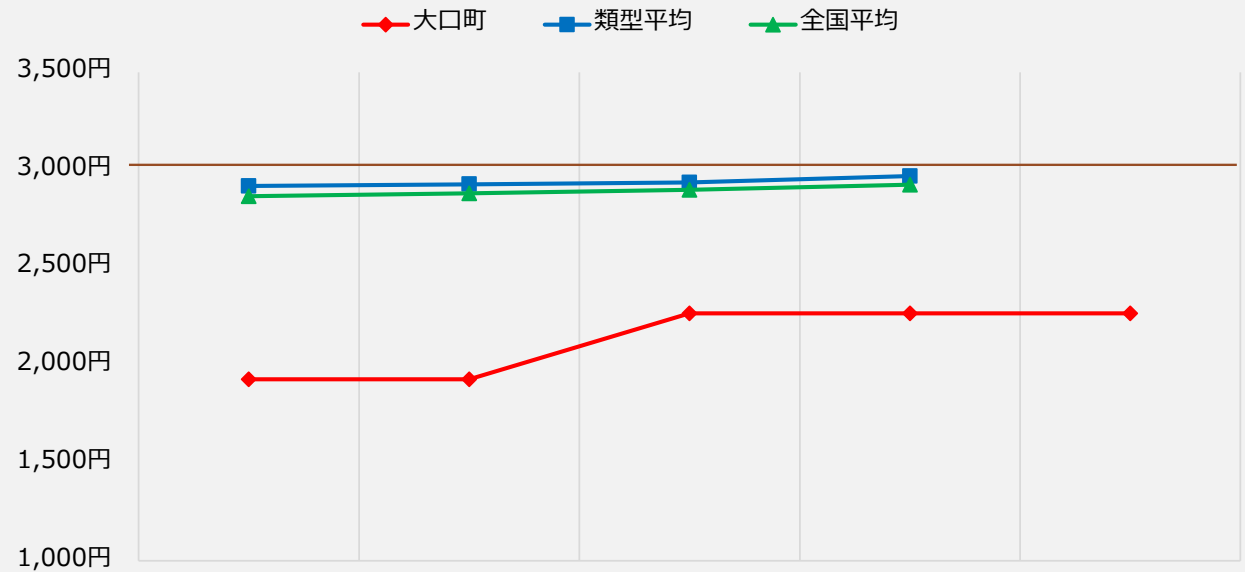


	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大口町	84.1%	84.0%	84.0%	85.4%	85.4%
類型平均	91.5%	91.5%	91.8%	91.9%	
全国平均	95.7%	95.8%	95.9%	96.0%	

## 一般家庭用使用料（20m<sup>3</sup>/月）

平成26年に総務省から、平均使用料単価150円（20m<sup>3</sup>/月あたり3,000円）を目指すべき指標として示している。

・令和5年度に使用料の改定をしたが、類型平均、全国平均と比較しても、一般家庭用の使用料が比較的安価であることを示している。



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大口町	1,929円	1,929円	2,266円	2,266円	2,266円
類型平均	2,918円	2,927円	2,936円	2,968円	
全国平均	2,866円	2,881円	2,899円	2,925円	

## 2. 下水道事業の経営原則

## 下水道事業の経営原則

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって継続していく「**独立採算制の原則**」が適用される。
- 下水道事業に係る経費の負担区分は、「**雨水公費・汚水私費**」が原則。  
ただし、汚水処理に要する経費の内、公共用水域の内、水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

## 下水道事業の経営原則

◇(経費の負担の原則)地方公営企業法第17条の2第2項◇  
地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**



「下水道使用料」を軸に  
自立性をもって事業を継続することが求められている。



しかし、現状は、使用料収入だけで事業を行うことはできていない。

## 下水道事業の経営原則

独立採算制の原則により下水使用料を財源とした健全な事業運営  
(使用料単価が汚水処理原価を上回っている状態)



経費回収率 91.3%⇒100%を目指す  
(使用料単価 > 汚水処理原価)

141.66円 < 155.20円 (令和7年度末)



- ・ 今後の必要な投資額などを踏まえた適正な下水道使用料の設定
- ・ 汚水処理原価を下げるために不明水の削減を推進する

## 次回の経営審議会

時期 令和8年9月頃を予定

議題 大口町の現行使用料 他